

西欧中世文書の史料論的研究：平成20年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

山田，雅彦
京都女子大学文学部：教授

徳橋，曜
富山大学人間発達学部：教授

高橋，一樹
国立民族博物館：助教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932626>

出版情報：2009-03
バージョン：
権利関係：

日本中世文書の体系とその歴史的性格 —証書史料と内部資料を中心に—

高橋一樹

はじめに

古文書学から史料学へという潮流は、近年の日本中世史の分野でも大きな潮流となっている。詳細な様式分類の上に立った文書の機能論を考察の基軸におく新しい古文書学の考え方を経て、さらに文書をモノとみて、そこから文面以外の多様な歴史情報を抽出し、あるいは作成時から保存・伝来のプロセスに注目して多次的に変化する文書の機能のあり方を追究するようになってきている。とくに後者では、アーカイヴズ史（なかでも同時代の文書管理史）研究の進展とタイアップしながら成果をあげているのが最近の状況であり、これまでの古文書学では十分に位置づけられてこなかった諸資料、とりわけ文書作成や受給者の組織における内部資料についても注目が集まっている。本報告では、そうした観点から、従来の古文書学でおもに扱われてきた権利証書の公文書（証書史料と称する）とその周囲に存在する内部資料をあわせみながら、日本中世文書の歴史的性格をおもに西欧中世との比較から整理してみたい。

1. 日本中世の証書史料の特質

まず、証書史料として作成・機能・保存される日本中世の文書について、西欧との比較を念頭に特徴づけてみよう。

第1に、古代行政文書とそのフォーマット（8世紀に成文化）からの転回と展開の産物という点である。たとえば、紙のかたちや紙質、文字の配列、文字の書き方（楷書か、草書か、など）、使用される文言はもとより、文書の作成目的や機能（一次的な）、授受者の身分的關係に応じて「規格」化されている。したがって、文字列からなる文書でありながら、ある種の図像学的な読解と情報抽出も必要である（どこに、どのように花押が書かれているか、差出者と受取者を書く位置関係はどうなっているか、など）。ただし装飾性はきわめて少なく、文面の特定箇所に印を捺す程度である。また、日本の朝廷では科挙がなく、とりわけ11世紀以降、官人の「家」が実務系の特定の官職を世襲するようになり、家産官僚制の展開にともなって家政文書（たとえば荘園経営のための文書）もフォーマットを踏襲することになる。

第2に、その文書の形式（フォーマット）を担保する要素である。国王が文書発給の前には出ず、日本的な官僚制組織による文書発給が行われるため、証書となる発給文書が作成されるプロセス＝政務処理のしかたに文書フォーマットの骨格が強く規定される。さらに、その政務処理方法の変質にともなって、フォーマットがデフォルメされたり、ほんらいは口頭伝達であったものがメモ化（簡略な書面）と組織内での授受を経て、文書化（組

織外の当事者に発給)される、という道筋をたどって、新たな文書を発生させてもいく。

第3に、書状の公文書化が中世を通じて進展することである。11世紀末以降の院政に象徴される国政と家政の連動と政務処理組織の簡略化によって、古代行政文書の系譜をひく証書史料と書状(手紙)の融合が進む。これは上皇(院)などの意志が側近の官僚(侍臣)によって伝達される形式をとる書状(手紙)を典型例とし、イングランドのリット・チャーターに類似した現象と見てよい。また別の側面で言えば、古代に淵源をもつフォーマットに絡め取られた証書史料とセットで授受され機能する、書状の柔軟な情報を重視する傾向が強まり、15世紀後半からの戦国時代には、官僚貴族と武士のあいだも含めて書状が完全に公文書化(証書史料化)するにいたる。これは一面では古代以来の文書行政機能の低下をしめす現象でもあるが、それまで列島上のどこでも画一的な様相を呈していた文書が、紙の使い方や印判のデザインなどで地域の権力ごと(いわゆる戦国大名など)に独自性があらわれてくる。

第4に、11世紀以降おもに地方行政に関わって文書をめぐる「当事者主義」が浸透することである。これは、文書フォーマットにあらわれる受取者とは別に、証書史料の発給申請から運搬、下級機関への施行の働きかけ、証書としての保存が受益者(当事者)によって行われるということである。これにともなって、たとえば受益者から政治権力への上申文書そのものが証書化することも多く、その際の手続きとして、政治機構側の加筆が行われて受益者に戻されるというような複合文書化(複数人の加筆が行われることで文書としての機能が変化する)もよく行われる。

第5に、文書の作成・機能・保存に関する階級性と中世を通じたその広がりである。9世紀の地方社会では木札に文書を書いて官道で掲示され、民衆に口頭で説明するよう地方役人に指示が出されているように、古代の文書は行政ツールであり、それを扱えるのは支配階級のみであった。それゆえに、オリジナル文書と同様な機能をはたしうる単体のコピー(案文という。文書集ではない)が、官人以上の世界では一般的に存在することができた。しかし13世紀以降、幕府という軍事組織に把握された武士階級の国政への参画と役割の増大が進むにつれ、武士の「家」の確立とそれを介した地方社会(村落レベル)への文書行政の浸透がよりダイレクトに行われることになる。

2. 日本中世における証書史料と内部資料の関係

つぎに、証書史料の作成あるいは授受とかかわって生成される内部資料について、西欧の事例を参考にしながら概要をまとめたい。

第1に、日本の中世文書は登記が不要であり、西欧におけるレジスターは日本に存在しない。たとえば土地売買を例にすると、古代の都城およびその周辺における百姓の土地売買に際しては、所定のフォーマットにもとづく上申文書を官に提出し認可を受ける必要があり、事実上の登記行為が存在したが、10世紀以降それが消滅して当事者間で土地売買証書(売券)を作成・保存するようになる。地方社会では、13世紀以降に初めて土地売買証

書を作成することもめずらしくなく、それをどこかに届け出ることもない。中世の都市住民が証書史料を紛失した場合は、その紛失事実のみを近隣住人や官人たちが保証する書面が作成され、オリジナル文書にかわる機能を果たすことができた。地域社会における証書機能をもつ文書の作成や紛失時の対応等については今後の課題である。

第2に、法圏・裁判権の分立状況と当事者（受益者）主義を前提とする文書行政システムの存在である。朝廷や幕府といった政治機構は、みずからの官僚制的組織によって発給された証書史料の草案・副本を使い、当事者から要求される文書正本の複製・内容確認を行うことができた。その背景には、証書史料の発給過程（組織内の意志決定）で生じた多様な書面の残存と利用を目的に、文書発給の実務担当者がそれらを私宅で保存・蓄積している状況がある。逆にいえば、そのような資料の作成・保存機能が役人の「家」の存続を担保しているといってもよい。役人として発給した文書の控簿（符案という）を「家」の記録＝公務記録として作成・保存し、スキルの蓄積と継承（養成）がはかられていた。また、朝廷などの政治機構から地方出先機関にあてて発給された証書史料は受益者によって運搬・機能・保存されるが（当事者主義）、地方役所では受益者のもつ証書系文書のコピーを作成して、独自に保存していた。ただし、そうしたシステムの恩恵を受けることができるのは貴族身分や寺社の僧侶・神官、一部の武士などの支配階級に限られていた。

第3に、首都の大寺院や官人の「家」によるカーチュラリー、カルチュレールの作成・保存・伝来についてである。日本でも中世成立期の12世紀から首都の寺院でカーチュラリー・クロニクルに似た文書集の作成が行われる。つづいて貴族や官人、大寺院の有力僧侶の「家」でも、ほぼ14世紀から受給文書を分類してノートに書き写していくカルチュレールが作成されるようになる。もともと職務記録として「家」のためにつけていた日記のなかにも、業務関係の文書や証書史料を書き写したり、実物を張りついたりすることが行われたが、受け取った文書のみを冊子などに書写するようになるのである。ただし西欧の文書集とはやや異なり、日本中世の場合はフォーマットの規定力が強い文書の原型にできかぎり配慮して文書を書き写していく。書写された文書の原本は現存していないことが多く、文書集の作成後に現物を廃棄した可能性もある。フォーマットに従順な文書書写の背景のひとつには、文書現物の廃棄が前提になっているのかもしれない。西欧中世史学界で論争になっているカーチュラリー、カルチュレールの機能、とりわけそこに書写された文書の法的機能とのかかわりにおいて、その作成・保存主体や文書をめぐる社会的階級性、歴史的性格の観点から、比較史的な考察も可能であろう。

おわりに

古代国家の行政ツールとしてはじまった日本の文書は、中世における国制と権力構造の転回を通じて、その作成・機能・保存の主体が社会的に下降分散するとともに、日本的な官僚制と政務処理のプロセスに強く裏打ちされたフォーマットの規定力が弱まり、必要最小限の規範にもとづく書状が公文書としての地位を獲得していく。とくに後者の証書史料

(いわば公文書)としての書状とその機能については、あまり研究が進展していないが、西欧中世文書と直接的な比較検討が可能なテーマであると考えられる。これから自覚的に深めていきたい研究課題である。

おもな参考文献 (参照しやすいように著書名を優先した。なお副題を省略した)

- 赤松俊秀『古代中世社会経済史研究』(平楽寺書店、1972年)
石井 進『中世史を考える』(校倉書房、1991年)
井原今朝男「荘園公領の支配」(石井正敏他編『今日の古文書学』3、雄山閣、2000年)
笠松宏至『日本中世法史論』(東京大学出版会、1979年)
河音能平『世界史のなかの日本中世文書』(文理閣、1996年)
河音能平編『中世文書論の視座』(東京堂出版、1996年)
久留島典子・五味文彦『史料を読み解く1 中世文書の流れ』(山川出版社、2006年)
坂上康俊「符・官符・政務処理」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、2002年)
佐藤進一『[新版] 古文書学入門』(法政大学出版局、1997年)
鈴木茂男『古代文書の機能論的研究』(吉川弘文館、1997年)
高橋一樹「鎌倉幕府の成立・展開と武家文書」(鶴島博和・春田直紀編『日英中世史料論』日本経済評論社、2008年)
早川庄八『宣旨試論』(岩波書店、1990年)
平川 南『古代地方木簡の研究』(吉川弘文館、2003年)
本郷恵子「中世文書の伝来と廃棄」(『史学雑誌』107-6、1998年)
村井章介「中世史料論」(『古文書研究』50号、1999年)
山田邦明『戦国のコミュニケーション』(吉川弘文館、2002年)
山田渉「中世的所有と中世的土地所有」(『歴史学研究別冊特集東アジア世界の再編と民衆意識』青木書店、1983年)
吉川真司『律令官僚制の研究』(塙書房、1998年)
東京大学史料編纂所編『歴史学と史料研究』山川出版社、2003年。